



発行 東京都

目次

141

告示

○令和二年度東京都人事行政の運営等の状況の公表  
（総務局人事課）…

告示

●東京都告示第千五百四十六号

東京都人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年東京都条例第八号）第六条の規定により、令和二年度東京都人事行政の運営等の状況を公表する。

令和二年十二月二十八日

東京都知事 小池百合子

1 人事行政の運営の状況

第1 職員の任免及び職員数に関する状況

1 採用者数及び退職者数の状況（平成31年度）

区分	採用者数	退職者数				計
		定年退職	勲奨退職	普通退職	その他	
知事部局	1,264人	437人	97人	686人	31人	1,251人
行政委員会等	25人	18人	3人	13人	0人	34人
交通局	215人	166人	28人	50人	11人	255人
水道局	127人	87人	11人	24人	5人	127人
下水道局	106人	57人	5人	18人	2人	82人
教育庁（学校）	3,768人	1,588人	263人	940人	34人	2,825人
警視庁	1,603人	821人	57人	489人	26人	1,393人
東京消防庁	597人	408人	54人	198人	13人	673人
合計	7,705人	3,582人	518人	2,418人	122人	6,640人

（注）1 知事部局には、労働委員会事務局及び収用委員会事務局を含む（以下同じ。）。

2 行政委員会等とは、議会局、議政局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び港区漁業調整委員会事務局をいう（以下同じ。）。

3 採用者数は、競争試験及び選考による採用者の計である。

なお、30年度中に実施した、31年度に向けた前倒し採用者を含む。

4 退職者数のその他の区分は、任期満了に伴う退職者、死亡退職者及び分限又は懲戒処分による免職者の計である。

2 昇任試験及び昇任選考の実施状況（平成31年度）

（1）人事委員会又は人事委員会の権限委任により任命権者が実施する昇任試験及び昇任選考

「II 人事委員会の業務の状況」第1に記載されておりとおりです。

（2）教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の規定により教育長が実施する昇任選考

ア 東京都立学校主任教諭選考

区分	受験者数 a	合格者数 b	倍率 a/b
小学校	3,277人	756人	4.3倍
中学校	882人	620人	1.4倍
高等学校	754人	237人	3.2倍
特別支援学校	187人	171人	1.1倍
合計	5,100人	1,784人	2.9倍

イ 東京都公立学校4級職（主幹教諭・指導教諭）選考

区分	受験者数 a	合格者数 b	倍率 a/b
小学校	120 人	89 人	1.3 倍
中学校	36 人	26 人	1.4 倍
高等学校	30 人	26 人	1.2 倍
特別支援学校	17 人	13 人	1.3 倍
小計	203 人	154 人	1.3 倍
小学校	282 人	279 人	1.0 倍
中学校	168 人	167 人	1.0 倍
高等学校	72 人	72 人	1.0 倍
特別支援学校	29 人	29 人	1.0 倍
小計	551 人	547 人	1.0 倍
合計	754 人	701 人	1.1 倍

ウ 東京都公立学校教育管理職選考

区分	受験者数 a	合格者数 b	倍率 a/b
A選考	113 人	94 人	1.2 倍
小学校	213 人	198 人	1.1 倍
中学校	91 人	88 人	1.0 倍
高等学校	38 人	34 人	1.1 倍
特別支援学校	28 人	26 人	1.1 倍
小計	370 人	346 人	1.1 倍
小学校	30 人	24 人	1.3 倍
中学校	9 人	8 人	1.1 倍
高等学校	7 人	6 人	1.2 倍
特別支援学校	2 人	2 人	1.0 倍
小計	48 人	40 人	1.2 倍
合計	533 人	480 人	1.1 倍

エ 東京都公立学校校長職候補者選考

区分	受験者数 a	合格者数 b	倍率 a/b
小学校	512 人	158 人	3.2 倍
中学校	229 人	82 人	2.8 倍
高等学校	92 人	35 人	2.6 倍
特別支援学校	36 人	11 人	3.3 倍
合計	869 人	286 人	3.0 倍

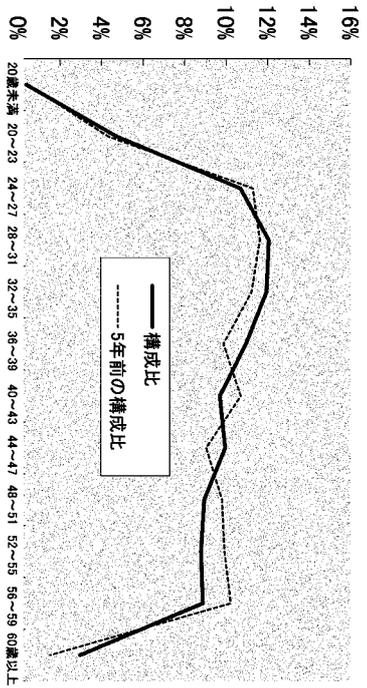
3 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門	職員数		対前年増減数	主な増減理由
	令和2年	平成31年		
区 分	議 会	139 人	144 人	△5 人
	総 務	4,369 人	4,169 人	200 人
普 通 会 計 部 門	税 務	3,053 人	3,061 人	△8 人
	労 働	710 人	715 人	△5 人
	農林水産	609 人	617 人	△8 人
	商 工	535 人	538 人	△3 人
	民 生	4,996 人	5,009 人	△13 人
	衛 生	2,884 人	2,908 人	△24 人
	計	2,705 人	2,731 人	△26 人
	教育部門	20,000 人	19,892 人	108 人
	警察部門	67,293 人	66,619 人	674 人
	消防部門	48,236 人	48,056 人	180 人
公 益 企 業 等 計 部 門	小 計	18,882 人	18,867 人	15 人
	病 院	154,411 人	153,434 人	977 人
	交 通	7,318 人	7,259 人	59 人
	水 道	6,612 人	6,553 人	59 人
	その他	3,634 人	3,646 人	△12 人
合 計	2,477 人	2,481 人	△4 人	
小 計	831 人	836 人	△5 人	
合 計	20,872 人	20,775 人	97 人	
合 計	175,283 人	174,209 人	1,074 人	
	[169,475 人]	[168,795 人]	[1,253,58 人]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、再任用短時間勤務職員及び非常勤職員等を除く。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計であり、再任用短時間勤務職員を含み、休職者、派遣職員及び非常勤職員等を除く。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和2年4月1日現在)



区分	職員数 (人)
20歳未満	662
20歳～23歳	8,303
24歳～27歳	18,736
28歳～31歳	21,133
32歳～35歳	20,948
36歳～39歳	19,202
40歳～43歳	16,998
44歳～47歳	17,454
48歳～51歳	15,678
52歳～55歳	15,405
56歳～59歳	15,557
60歳以上	5,207
計	175,283

第2 職員の人事評価の状況

地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第23条の2第1項で「職員の職務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならない。」、第23条の3で「任命権者は、前条第1項の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない。」と規定しています。東京都では、東京都職員の人事考課に関する規程等に基づき、任命権者ごとに人事評価を実施しています。評価結果等は、各種昇任選考や昇給、勤勉手当、人材育成、配置管理等に幅広く活用しており、制度の見直しも適宜行っています。

知事部局における人事考課制度の概要は、次のとおりです。

対象職員	制度の概要																							
一般職員	<p>《特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自己申告制度、業績評価制度、人材情報により構成</li> <li>○ 課長が絶対評価を実施、部長は調整者として位置付け</li> <li>○ 業績とプロセスによる評価</li> <li>○ 全職員に求められる能力・姿勢をプロセス評価の評価要素として設定</li> <li>○ 希望者全員へ第一次評価結果を開示、評価結果に係る苦情相談制度を整備</li> </ul> <p>《評価方法及び評価方法》</p> <table border="1"> <tr> <td>第一次評価</td> <td>調整者</td> <td>最終評価</td> </tr> <tr> <td>評定者及び調整者</td> <td>課長</td> <td>部長</td> <td>人事主管部長</td> </tr> <tr> <td>評価方法</td> <td>4段階絶対評価</td> <td>—</td> <td>5段階絶対評価</td> </tr> </table> <p>《評定要素》</p> <table border="1"> <tr> <td>業績評価</td> <td>プロセス評価</td> </tr> <tr> <td>○ 仕事の成果</td> <td>○ 職務遂行力 (一般職) ○ 組織支援力 (監督職)</td> </tr> </table> <p>(注) 1 監督職とは、課長代理、総括技能長、技能長、担任技能長をいう。 2 一般職とは、主任、技能主任、主事、技能主事をいう。</p>	第一次評価	調整者	最終評価	評定者及び調整者	課長	部長	人事主管部長	評価方法	4段階絶対評価	—	5段階絶対評価	業績評価	プロセス評価	○ 仕事の成果	○ 職務遂行力 (一般職) ○ 組織支援力 (監督職)								
第一次評価	調整者	最終評価																						
評定者及び調整者	課長	部長	人事主管部長																					
評価方法	4段階絶対評価	—	5段階絶対評価																					
業績評価	プロセス評価																							
○ 仕事の成果	○ 職務遂行力 (一般職) ○ 組織支援力 (監督職)																							
管理職及び管理職候補者	<p>《特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自己申告制度、職務記録制度、人材情報により構成</li> <li>○ 業績と能力の両要素を考慮した総合評価の実施</li> <li>○ 運考種別等に応じた能力評価項目の設定</li> <li>○ 育成すべき能力を明確化し、人材育成に活用</li> <li>○ 評価結果の本人開示の実施</li> </ul> <p>《評定者及び評価方法》</p> <p>●管理職</p> <table border="1"> <tr> <td>第一次評定</td> <td>最終評定</td> </tr> <tr> <td>評定者</td> <td>部長</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>評価方法</td> <td>5段階絶対評価</td> <td>5段階絶対評価</td> </tr> </table> <p>●管理職候補者</p> <table border="1"> <tr> <td>第一次評定</td> <td>調整者</td> <td>最終評定</td> </tr> <tr> <td>評定者及び調整者</td> <td>課長</td> <td>部長</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>評価方法</td> <td>5段階絶対評価</td> <td>—</td> <td>5段階絶対評価</td> </tr> </table> <p>(注) 被評定者が部長職の場合は、第一次評定についても局長が評定</p> <p>《評定要素 (一般行政系の例) 》</p> <table border="1"> <tr> <td>業績評価</td> <td>能力評価</td> </tr> <tr> <td>職務の実績</td> <td>職務遂行過程において発揮された能力 (課題設定力・実行力・組織運営力)</td> </tr> </table>	第一次評定	最終評定	評定者	部長	局長	評価方法	5段階絶対評価	5段階絶対評価	第一次評定	調整者	最終評定	評定者及び調整者	課長	部長	局長	評価方法	5段階絶対評価	—	5段階絶対評価	業績評価	能力評価	職務の実績	職務遂行過程において発揮された能力 (課題設定力・実行力・組織運営力)
第一次評定	最終評定																							
評定者	部長	局長																						
評価方法	5段階絶対評価	5段階絶対評価																						
第一次評定	調整者	最終評定																						
評定者及び調整者	課長	部長	局長																					
評価方法	5段階絶対評価	—	5段階絶対評価																					
業績評価	能力評価																							
職務の実績	職務遂行過程において発揮された能力 (課題設定力・実行力・組織運営力)																							

第3 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分 (令和2年1月1日現在)	住民基本台帳人口 人	歳出額 A 千円	実質収支 千円	人件費 B 千円	人件費率 B/A %	参考) 平成30年度 の人件費率 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A 人	給与				一人当たり 給与費 B/A 千円	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手 当 千円	計 B 千円		
令和 元年度	153,434	597,120,060	276,285,872	289,603,349	1,163,009,281	7,580	7,182

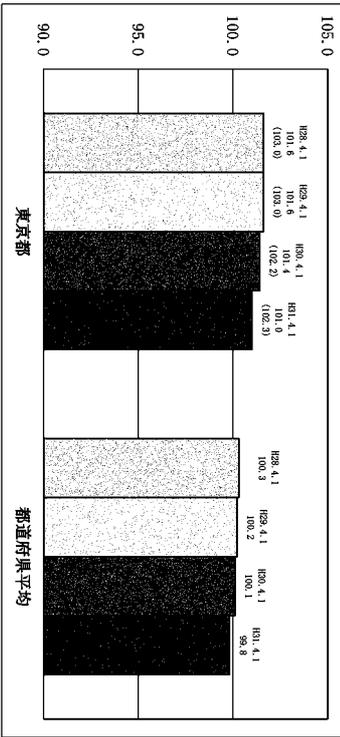
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含まない。

4 都道府県平均は、平成30年度地方財政状況調査によるものである。

(3) ランスペイレス指数の状況（平成31年4月1日現在）



(注) 1 ランスペイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（精成）を用いて、学歴や経歴年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。

2 〇書きの数値は、地域手当補正後ランスペイレス指数を指す。地域手当補正後ランスペイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したランスペイレス指数。（補正前のランスペイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）/（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

【参考】都職員の給与は、毎年、人事委員会が民間企業の給与の実態を調査して行う報告に基づき、都職会の審議を経て案例により決定されており、都内の民間企業の給与水準を適正に反映する仕組みとなっている。令和元年賃金構造基本統計調査（厚生労働省）によれば、全国を100とした場合に、都内民間企業の賃金水準は123.5となり都道府県で最も高い水準にある。都内民間企業報告に基づき、適正な給与水準を保っていく。

(4) 給与報告の状況

① 月例給

区分	人事委員会の報告			報告 (改定率) %
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B 円	
令和 2年度	401,843	402,038	△195 (△0.05%)	—

(注) 1 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会報告において公民の4月分の給与額をランスペイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給

区分	人事委員会の報告			
	民間の支給割合 A	公務員の支給月額 B	較差 A-B	報告 (改定月数)
令和 2年度	4.57	4.65	△0.08	△0.10

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた給与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月額」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月額である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について（平成27年4月実施）

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

ア 給料表の見直し

地域手当を20%に引き上げること踏まえ、民間給与水準との均衡を図る観点から、給料月額を平均1.7%引下げ

イ 地域手当の見直し

区部・多摩地域について、国が定める1級地の制度完成時の支給割合と同様とするため、18%から20%への引上げを実施

ウ その他の見直し内容

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様の見直しを実施

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況  
 (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和2年4月1日現在)

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東京都	41.8歳	314,885円	457,097円	306,487円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円
都道府県平均	42.9歳	325,365円	412,987円	368,214円

イ 技能労務職

区分	公務員			平均給与月額 (国ベース)
	平均年齢	職員数	平均給料月額 (A)	
東京都	50.3歳	1,341人	291,521円	397,001円
うち消防職員	53.8歳	21人	350,076円	498,943円
うち甲務員	52.3歳	470人	274,020円	364,428円
うち自動車運転手	51.7歳	40人	294,645円	505,368円
うち守衛	53.8歳	32人	308,269円	459,166円
うち電話交換手	40.8歳	44人	249,043円	324,986円
国	50.9歳	2,431人	287,312円	—
都道府県平均	53.3歳	197人	322,644円	378,703円

区分	民間			参考 A/B
	対応する 民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
東京都	—	—	—	—
うち消防職員	廃棄物処理従業員	45.9歳	296,600円	1.68
うち甲務員	用務員	55.6歳	211,600円	1.72
うち自動車運転手	自家用自動車運転者	60.2歳	267,900円	1.89
うち守衛	守衛	62.6歳	221,300円	2.07
うち電話交換手	—	—	—	—

区分	参考 年収ベース(試験値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
東京都	—	—	—
うち消防職員	8,103,957円	4,102,900円	1.98
うち用務員	5,862,699円	2,883,400円	2.03
うち自動車運転手	7,688,003円	3,379,800円	2.27
うち守衛	7,308,253円	2,824,000円	2.59
うち電話交換手	5,186,173円	—	—

(注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成28年から30年までの3か年平均)

- 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容及び雇用形態の点において完全に一致しているものではない。
- 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータはそれぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試験値である。

ウ 高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東京都	44.1歳	356,660円	459,235円
都道府県平均	44.8歳	374,301円	438,678円

エ 小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東京都	40.1歳	336,864円	435,902円
都道府県平均	42.7歳	358,882円	416,270円

オ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東京都	39.0歳	319,922円	486,309円	400,429円
国	41.4歳	318,875円	—	376,765円
都道府県平均	38.4歳	321,712円	461,961円	370,144円

(注) 1 「平均年齢」は、10進法で小数第1位までを表している。

2 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当(時間外勤務手当)などの諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外

勤務手当、特務勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

4 国・都道府県における「平均年齢」、「平均給与月額」は、平成31年国家公務員給与等実態調査及び平成31年地方公務員給与実態調査によるものである。

(2) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区分	東京都		国	
	大学卒	高校卒	総合職	一般職
一般行政職	183,700円	145,600円	186,700円 —	182,200円
技能労務職	—	143,000円	147,900円	139,900円
教育職	197,300円	—	—	—
警察職	211,100円	—	総合職 214,400円 一般職 211,400円	—
	178,300円	—	173,400円	—

(注) この初任給のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当などが支給される。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額別の状況（令和2年4月1日現在）

区分	経験年数			
	10年	20年	25年	30年
一般行政職	276,753円	362,763円	398,883円	406,115円
技能労務職	228,554円	311,933円	347,020円	362,643円
高等学校	214,774円	280,104円	306,226円	323,365円
中等学校	—	—	—	358,800円
高等学校	303,061円	399,144円	420,360円	435,646円
教育職	—	375,600円	348,367円	395,200円
小・中学校	302,131円	400,922円	423,949円	439,944円
教育職	281,452円	379,551円	406,487円	420,564円
警察職	286,775円	375,428円	401,792円	409,039円
高校卒	256,023円	346,338円	378,429円	395,067円

(注) 諸手当を含まない。

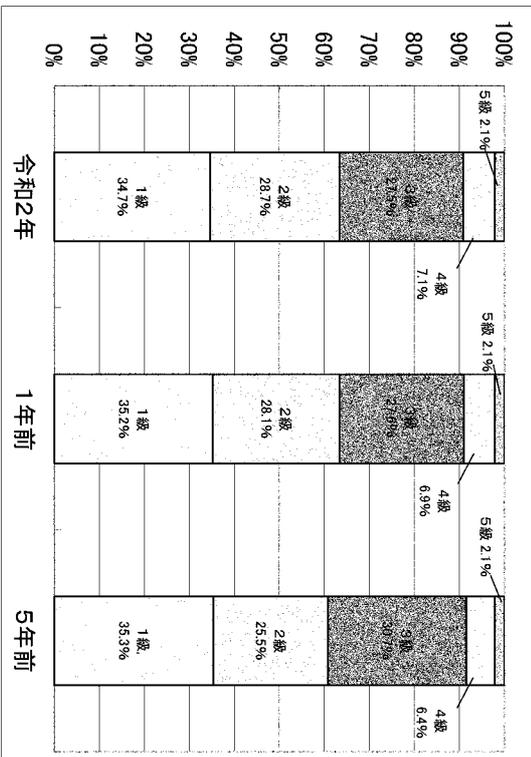
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和2年4月1日現在）

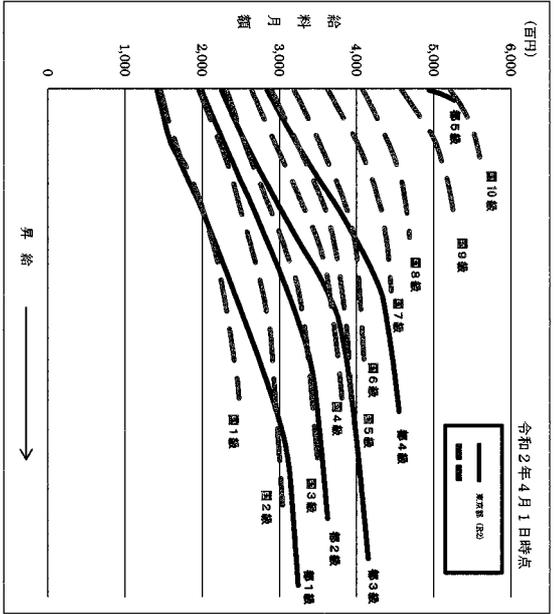
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5級	部長	459人	2.1%	194,000円	526,700円
4級	課長	1,533人	7.1%	284,000円	455,000円
3級	課長代理	5,958人	27.5%	224,800円	415,100円
2級	主任	6,225人	28.7%	199,100円	362,500円
1級	主事	7,516人	34.7%	141,300円	324,300円

(注) 1 東京都の職員の給与に関する条例に基づく行政職給料表(一)の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和2年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ (一律)					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

【参考】昇給への勤務成績の反映状況

- 勤務成績の評価の基準状況  
地方公務員法第23条に基づき、毎年管理職については3月31日、一般職員については12月31日  
を評定基準日として人事評価を実施している (内容の詳細については、東京都職員の人事考課に關する  
規程を参照)。  
なお、昭和47年度から管理職に対する人事考課制度として職務成績と自己申告を制度化し、昭和61  
年度から一般職員に対しても業績評価制度と自己申告制度を導入している。
- 昇給への勤務成績の反映状況  
管理職については、業績・能力総合評価の結果に基づき昇給区分 (昇給なし～6号昇給 (前年度末  
55歳以上の職員については昇給なし～2号昇給)) を決定した。  
一般職員については、勤務成績に基づき昇給区分 (昇給なし～6号昇給 (前年度末55歳以上の職員  
については昇給なし～2号昇給)) を決定した。  
令和2年4月1日の昇給において、一般行政職 (知事部局) の職員数13,221名中、上位区分 (5号  
昇給～6号昇給 (前年度末55歳以上の職員については1号昇給～2号昇給)) に決定された職員は  
3,684名 (27.9%) であった。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤労手当

東京都		国	
1人当たり平均支給額 (令和元年度)		-	
1,892 千円			
(令和元年度支給割合)			
期末手当	勤労手当	期末手当	勤労手当
2.60 月分	2.05 月分	2.60 月分	1.90 月分
(1.45) 月分	(1.00) 月分	(1.45) 月分	(0.90) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・職務段階別加算 3～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 15～25%		・管理職加算 10～25%	

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 勤勉手当への人事評価の活用状況

令和元年度における運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している	○	○
活用している成績率	支給可能な成績率	支給可能な成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○
上位、標準の成績率	○	○
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ (一律)		
ロ. 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評価の実施状況  
地方公務員法第23条に基づき、毎年管理職については3月31日、一般職員については12月31日を評定基準日として人事評価を実施している(内容の詳細については、東京都職員の人事考課に関する規程を参照)。  
なお、昭和47年度から管理職に対する人事考課制度として職務記録と自己申告を制度化し、昭和61年度から一般職員に対しても業績評価制度と自己申告制度を導入している。

2 勤勉手当への勤務実績の反映状況  
部では、能力・業績主義の徹底を図る観点から、若手職員、再任用職員、教員及び現業系職員も含む全ての職員に成績率を適用している。  
管理職(再任用職員を除く。)については、業績・能力総合評価の結果に基づき、成績率の段階(部長級は5段階、課長級は4段階)を決定している。一般職員については、業績評価の結果に基づき、成績率の段階(課長(代理)級は4段階、それ以外の一般職員については3段階)を決定している。  
令和元年12月の成績率は、部長級は10000分の19000から10000分の0の範囲内、課長級は10000分の21500から10000分の0の範囲内、課長(代理)級は10000分の16500から10000分の9345の範囲内、課長(代理)級以外の一般職員は10000分の16000から10000分の9450の範囲内で決定している。

(3) 退職手当 (令和2年4月1日現在)

東 京 都		国	
(支給率)	自己都合	(支給率)	自己都合
勤続20年	23.00月分	勤続20年	19.6695月分
勤続25年	30.50月分	勤続25年	28.0395月分
勤続35年	43.00月分	勤続35年	39.7575月分
最高限度額	43.00月分	最高限度額	47.709月分

その他の加算措置  
定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)  
1人当たり平均支給額 1,939千円 22,514千円

その他の加算措置  
定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)

(注) 1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(4) 地域手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績 (令和元年度普通会計決算)		123,356,856 千円	
支給対象地域等	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
特別区、医師、歯科医師	110,798 人		20 %
武蔵野市、調布市、町田市、小平市、日野市、国分寺市、狛江市、清瀬市、多摩市	13,095 人		16 %
八王子市、青梅市、府中市、昭島市、小金井市、東村山市、国立市、福生市、福城市、西東京市	18,532 人	20 %	15 %
立川市、東大和市	4,025 人		12 %
三鷹市、あきる野市	2,166 人		10 %
東久留米市、羽村市	1,263 人		6 %
武蔵村山市	584 人		3 %
瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	570 人		0 %
袖ヶ浦市	71 人		16 %
藤沢市	2 人		12 %
市原市	31 人	12 %	10 %
八街市	6 人		3 %
鴨川市、館山市、鋸南町	59 人		0 %
島しょ地域	1,243 人	0 %	0 %
平均 支給率		19.8 %	18.3 %

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し、国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(5) 特殊勤務手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績 (令和元年度普通会計決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度普通会計決算)	職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和元年度)		
8,974,230 千円	152,465 円	38.1 %		
手当の種類 (手当数)		37 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 令和元年度決算	左記職員に対する 支給単価
死体取扱・解剖等業務手当、死体処理手当	知事部局職員、警視庁職員	死体解剖等の業務	322,818 千円	日額 200~610 円、1 体 190~3,200 円
危険現場等作業手当、高所危険手当、高所作業	知事部局職員、教育庁職員、警視庁職員	潜水作業、高所作業等	1,755 千円	日額 100~940 円、1 台 150~300 円
防疫等業務手当	知事部局職員	感染症・結核患者の治療・看護等の業務	1,628 千円	日額 170~500 円、1 回 720~1,420 円
精神神経疾患診療等業務手当	知事部局職員	精神科救急業務、措置入院に関する業務等	2,091 千円	日額 580~2,720 円
と畜解体作業等業務手当	知事部局職員	と畜解体・と畜検査業務等	24,887 千円	日額 180~390 円
放射線・有害物等取扱業務手当、放射線取扱従事手当、放射線取扱手当、有害薬品取扱手当	知事部局職員、学校職員、警視庁職員	放射線の操作業務等	6,804 千円	日額 1,740~2,880 円
船員勤務手当	知事部局職員、教育庁職員、学校職員	船員法の適用を受けたる職員の乗船勤務	13,605 千円	日額 190~270 円
取締・折衝等業務手当	知事部局職員	取締業務、折衝業務等	6,652 千円	日額 380~640 円
税務事務特別手当	知事部局職員	租税の賦課徴収の事務	224,150 千円	日額 660 円
職業訓練指導員手当	知事部局職員	職業訓練業務	21,911 千円	日額 410~2,270,635 千円
交替制勤務者等業務手当、深夜特殊業務手当、夜間緊急招集手当	知事部局職員、教育庁職員、学校職員、警視庁職員、東京消防庁職員	深夜交替制勤務等の業務	2,270,635 千円	日額 3,900 円、1 回 650~10,000 円
福祉等業務手当	知事部局職員	入居者の療育・介護等の業務	5,053 千円	日額 1,090 円

小空原業務手当	知事部局職員、教育庁職員、学校職員、警視庁職員	小空原に所在する郡の機関の業務	18,950 千円	日額 300~700 円
指導医業務手当	知事部局職員	東京医師アカデミーの研究計画に基づく指導業務	90 千円	日額 4,500 円
産科医療業務手当	知事部局職員	分へんに係る業務等	—	1 回 10,000~20,000 円
救急医療業務手当	知事部局職員	救急医療に係る業務	—	1 勤務 20,000 円
特定看護分野従事手当	知事部局職員	医療安全対策、感染管理その他特定の看護分野に係る業務	1,453 千円	日額 750~2,700 円
分へんの介助業務手当	知事部局職員	分へんの介助業務	—	1 回 3,000 円
新生児担当医療手当	知事部局職員	新生児特定集中治療室(NICU)に入院する新生児に対する診療業務	—	新生児 1 人 10,000 円
夜間定時制教育勤務手当	教育庁職員、学校職員	定時制課程を置く高等学校における夜間の勤務	1,631 千円	日額 520 円
夜間学級通信教育勤務手当	学校職員	中学校における夜間学級、通信教育の業務	19,196 千円	日額 710~980 円
特別支援学校看護業務手当	学校職員	特別支援学校における看護業務等	1,569 千円	日額 200 円
教員特殊業務手当	学校職員	非常災害時の緊急業務等	2,184,445 千円	日額 1,700~6,400 円
捜査等業務手当	警視庁職員	暴力団、国際犯罪組織等の捜査、取締り等	1,101,662 千円	日額 200~3,000 円、1 件 310~410 円
交通整理取締手当	警視庁職員	交通の整理、交通関係法令違反の取締り	90,852 千円	日額 300~510 円
看守手当	警視庁職員	留置施設及び被留置者の管理等	129,639 千円	日額 370 円
警ら手当	警視庁職員	交差その他の派出所における業務等	995,429 千円	日額 300~500 円
爆発物等処理手当	警視庁職員	爆発物の識別、解体の業務等	21,605 千円	1 件 5,400 円、日額 250~5,500 円

特別救助手当、救出救 助手当	警視庁職員、東京消防 庁職員	自然災害等における救 難・救助、国際緊急援 助活動等	59,552 千円	1回 460～840 円、日額 250～8,000 円
管制手当	東京消防庁職員	消防部隊の運用等の指 令管制業務	10,655 千円	日額 200 円
航空作業手当、ヘリコ プター従事手当	警視庁職員、東京消防 庁職員	航空機への搭乗、整備 等の業務	94,196 千円	日額 640～1,230 円、1 時間 400～8,120 円
検査手当	警視庁職員	理化学、法医学等によ る検査又は鑑定業務	6,087 千円	日額 350 円
出勤手当	東京消防庁職員	消防活動等の業務	437,235 千円	1回 220～900 円、日額 2,500～5,500 円
救急手当	東京消防庁職員	傷病者の搬送、救急処 置等の業務	840,353 千円	1回 200～500 円
火災調査手当	東京消防庁職員	火災及び爆発の原因等 の調査	7,369 千円	日額 330 円
査察業務手当	東京消防庁職員	火災予防のための高度 の検査等の業務	34,946 千円	日額 300 円
高所活動危険手当	東京消防庁職員	はしご等を活用する高 所での消防活動等	15,427 千円	日額 220 円

(6) 超過勤務手当 (時間外勤務手当)

支給実績 (令和元年度普通会計決算)	56,955,486 千円
職員 1人当たり平均支給年額 (令和元年度普通会計決算)	369 千円
支給実績 (平成30年度普通会計決算)	52,226,714 千円
職員 1人当たり平均支給年額 (平成30年度普通会計決算)	342 千円

(7) その他の手当 (令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制 度との 異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度普通会計決 算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和元年度普通会計決 算)
扶養手当	【内容】親族を有する職員に支給 【支給額】9,000 円 (子が満 16 歳 年度初めから満 22 歳年度末ま での場合は 13,000 円) (2) 子以外の扶養親族 6,000 円 (課長級は 3,000 円)	同	支給対象者、支給単価 【国】10,000 円 (子が 満 16 歳年度初めから 満 22 歳年度末までの 場合は 15,000 円) (2) 子以外の扶養親族 6,500 円 (行(一)8 級 相当以上は 3,500 円)	13,531,296 千円	221,567 円

住居手当	【内容】居住するための住居を借 り受け、月額 15,000 円以上の家 賃を払っている住居主等に対する 員でのみ支給し、管理職には支給 されない 【支給額】 15,000 円	異なる	支給対象者、支給対象区 分、支給期間 【国】医師・歯科医師 ① 雇・へき地 57,600～414,800 円 ② 少人口市町村 54,600～368,800 円 ③ 地域手当 5 級地以下 49,100～308,600 円 ④ 地域手当 4 級地 38,900～251,200 円 ⑤ 地域手当 1～3 級地 27,500～184,700 円 (2) 医系技術者等 17,800 円 (3) 研究員等 20,000～101,000 円 ※(1)及び(2)は採用か ら 35 年間、(3)は採用か ら 10 年間支給	3,472,282 千円	192,744 円
初任給 調整手当	【内容】通勤のために交通機関等を利用 し、運賃等の負担を通常利用とする 職員又は自転車等交通用具の使 用を常例とする職員に支給 【支給額】 (1) 交通機関等利用者 (原則として、6ヶ月定期券額 1ヶ月当たり限度額 55,000 円) (2) 交通用具使用者・使用距離 に応じた定額 ①～③×6 月 に一般 2,600～15,000 円 ① 通勤 2,600～15,000 円 ② 通勤不便 3,900～29,700 円 ③ 障害者 4,500～37,200 円 (3) 交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計 額 (1ヶ月当たり限度額 55,000 円)	異なる	交通用具使用者の支給 額 【国】 2,000～31,600 円	286,693 千円	1,291,410 円
通勤手当	【内容】異なる異動又は在勤 する公務の移転に伴い、転居し ておむを得ない事情により配偶者 と別居し、単身で生活すること を常例とする職員に支給 【支給額】 (1) 基礎額 30,000 円 (2) 加算額 6,000～70,000 円 (3) 職員・配偶者の住居の距離が 1000m 以上、住居が島しょ等の 場合(加算)	異なる	距離制限、加算額 【国】 (1) 距離制限 60 km 以上 (2) 加算額 8,000～ 70,000 円 (職員・配偶 者の住居の距離が 1000m 以上の場合に加 算)	21,003,078 千円	156,749 円
給料の特 別調整額 (管理職 手当)	【内容】管理又は監督の地位にある職 員のうち特に指定するものに支 給する額 【支給額】 22,600～140,800 円	異なる	支給対象者、支給割合 【国】 46,300～146,400 円	9,653,052 千円	1,106,367 円

特勤手当等	【内容】他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 【支給額】 ① 特勤手当 (給料の月額+扶養手当) × 1/2 + 理に受ける (給料の月額+扶養手当) × 1/2 × 支給割合 (15/100~25/100) ② 特勤手当に準ずる手当 (異動等時の給料の月額+扶養手当) × 支給割合 (1/100~6/100)	異なる	支給割合 【例】特勤手当 4/100~25/100 ② 特勤手当に準ずる手当 2/100~6/100	582,289 千円	912,679 円
へき地等	【内容】その他の生活の著しく不便な地に所在する学校等に勤務する学校職員に支給 【支給額】 ① へき地手当 (給料の月額+扶養手当) × 支給割合 (18/100~25/100) ② へき地手当に準ずる手当 (給料の月額+扶養手当) × 支給割合 (1/100~4/100)			641,501 千円	956,037 円
定時制教育通信教育手当	【内容】定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の教育職員等に支給 【支給額】 × 支給割合 (2/100~5/100)			213,998 千円	189,571 円
産業教育手当	【内容】水産又は工業に関する課程を置く高等学校で、実習を伴う授業、水産又は工業に関する科目等に主として担任する教育職員等に支給 【支給額】 × 支給割合 (4/100~8/100)			227,499 千円	253,905 円
義務教育養育教員等特別手当	【内容】教育等諸学校に勤務する義務教育養育教員等に支給 【支給額】 1,850~8,570 円			3,711,967 千円	59,642 円
農林漁業普及指導員手当	【内容】等の改良普及事業に従事する普及指導員に支給 【支給額】 ① 管理職 14,000 円 ② 行(一)3級 21,000 円 ③ 行(一)2級以下 19,500 円			9,992 千円	243,707 円
宿日直手当	【内容】宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給額】 ① 管理職 (本課当直) 6,000 円 ② 常勤宿日直 7,800 円 ③ 非常勤宿日直 6,800 円 ④ 専任宿日直 9,100 円 ⑤ 専任宿日直 30,500 円 ※5時間未満は1/2の額	異なる	支給単価、支給対象者 【例】一般の宿日直 ① 4,400 円 ② 特別の宿日直 5,300~7,400 円 ③ 医師当直 22,000 円 ④ 常直 ※5時間未満は1/2の額	1,047,242 千円	181,466 円

管理職員特別勤務手当	【内容】指定職料業適用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は休日勤務した場合に支給 ① 管理職が災害への対応その他の臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日以外の日の間で、前0時から午前5時までの間の時間に勤務した場合に支給 【支給単価】 (1) 4,000~18,000 円 (勤務時間が6時間超の場合は、6,000 円) (2) 2,000~6,000 円	異なる	支給単価 【例】 (1) 6,000~18,000 円 (勤務時間が6時間超の場合は、9,000 円) (2) 3,000 円~6,000 円	390,921 千円	469,391 円
夜勤手当	【内容】正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務すること命じられた職員が、夜勤に時間当たりの給料等の額 × 29/100 【支給額】 ① 夜勤手当 (勤務時間) × 支給割合 (29/100)	同じ	—	7,499,632 千円	157,900 円
休日給	【内容】休日の勤務として正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員が、勤務した場合に支給 【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額 × 135/100	同じ	—	24,529,505 千円	1,304,483 円
寒冷地手当	【内容】寒冷地に在勤する職員に支給 (11~3月のみ)	同じ	—	—	—

5 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区	分	職 名	給 料 月 額 等
区	事	知 事	728,000 円 (1,456,000 円)
		副 知 事	1,189,000 円
		教 育 長	1,107,000 円
報 酬	議 長	議 長	1,016,800 円 (1,271,000 円)
		副 議 長	917,600 円 (1,147,000 円)
		議 員	817,600 円 (1,022,000 円)
			(令和元年度支給割合)
期 末 手 当	知 事	知 事	3.5 月分
		副 知 事	3.5 月分
		教 育 長	3.5 月分
			(令和元年度支給割合)
退 職 手 当	事 務 長	事 務 長	(算定方式) (1 期の手当) (支給時期)
		副 事 務 長	給料月額×在職月数×50/100 3,494 万円 任 期 ごと
		教 育 長	給料月額×在職月数×40/100 2,283 万円 任 期 ごと
			給料月額×在職月数×26/100 1,036 万円 任 期 ごと

- (注) 1 特別職の報酬等の額は、学識経験者などで構成される「東京都特別職報酬等審議会」の答申に基づき条例で定められている。
- 2 知事、副知事及び教育長には、地域手当を一般職員と同様に支給している。
- 3 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（知事及び副知事は 4 年＝48 月、教育長は 3 年＝36 月）勤めた場合における退職手当の見込額である。
- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の一部改正により、平成 27 年 4 月 1 日より教育委員長と教育長が一本化されたことに伴い、教育長は一般職から特別職に位置付けられた。
- 5 知事、議長、副議長及び議員は、特別条例により、給料・報酬等を減額している。  
（ ）内は、減額前の月額である。

6 公営企業職員の状況

(1) 交通事業

ア 職員給与費の状況

(イ) 決算

区分	給費用 A	純増益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成30年度の総費用に 占める職員給与費比率 %
令和 元年度	千円 54,135,954	千円 △ 2,882,236	千円 28,062,089	% 51.8	% 52.2

区分	職員数 A	給 料 月 額 等			1 人あたり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均 1 人あたり 給与費 千円
		給 料	職員手当 期末・勤続手当	計		
令和 元年度	人 3,075	千円 10,252,920	千円 7,038,794	千円 4,811,357	千円 22,103,071	千円 7,188
令和 元年度	人 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 7,640

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数は、平成 31 年 4 月 1 日現在の人数である。
- 3 都道府県平均は、平成 30 年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
東 京 都	48.6 歳	350,402 円	608,166 円
団 体 平 均	46.6 歳	380,494 円	612,036 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤続手当等を含む。
- 2 団体平均は、平成 30 年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における交通事業（高速鉄道事業を含む。）の平均で、再任用短時間勤務職員を含む。

(ウ) バス事業（運転手）

区分	公 務 員			平均月収額 (A)
	平均年齢	職員数	基本給	
東 京 都	48.8 歳	1,925 人	331,402 円	581,452 円
団 体 平 均	49.1 歳	1,111 人	330,489 円	568,290 円

区分	民 間			参考 A/B
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	
東 京 都	営業用 バス運転者	49.1 歳	490,200 円	1.19
団 体 平 均	—	—	—	—

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
東京都	6,977,420円	5,882,400円	1.19

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成28年から30年までの3か年平均)  
 2 民間の類似職種との比較に当たり、年齢、業務内容及び雇用形態の点において完全に一致しているものではない。  
 3 平均月収額には、期末・勤労手当(民間は年間賞与)等を含む。  
 4 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値である。

ウ 職員の手当の状況

(7) 期末手当・勤労手当

東 京 都	参考(東京都の知事部局等)
1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,542千円	1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,892千円
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.05月分 (1.45)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3~20% ・管理職加算 15~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(4) 退職手当(令和2年4月1日現在)

東 京 都		参考(東京都の知事部局等)	
(支給率)	自己都合 勤続・定年	(支給率)	自己都合 勤続・定年
勤続20年	23.00月分	勤続20年	23.00月分
勤続25年	30.50月分	勤続25年	30.50月分
勤続35年	43.00月分	勤続35年	43.00月分
最高限度額	43.00月分	最高限度額	43.00月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2%~20%加算)		その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	2,915千円	1人当たり平均支給額	1,939千円
	14,477千円		22,514千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(9) 地域手当(令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)	2,123,218千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	694,089円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の割合(支給率)
特別区、青梅市	20.0%	3,086人	20.0%

(2) 特種勤務手当(令和2年4月1日現在)

支給実績(令和元年度決算)	188,440千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	79,343円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和元年度)	77.2%			
2.種類				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 令和元年度決算	左記職員に対する 支給単価
交番制勤務者等 業務手当	乗務員、交替勤務 職員	長時間拘束勤務、 交替制勤務等の 変則勤務	185,049千円	1勤務450円~ 1,200円 待機10分につき 50円
特定現場作業手当	技術系職員等	危険・有害業務等	3,391千円	日額200円~230 円 1件につき1,000 円

(4) 超過勤務手当（時間外勤務手当）

支給実績（令和元年度決算）	3,817,235 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	1,241 千円
支給実績（平成30年度決算）	3,473,138 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	1,145 千円

(注) 休日給を含む。

(4) その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和元年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）
休業手当	【内容】 扶養親族を有する職員に支給 【支給額】 (1) 子 9,000 円（子が満16歳年度初めから満22歳年度未まで の場合は13,000円） (2) 子以外の扶養親族 6,000 円 （歳長級は3,000円）	同じ	—	361,719 千円	201,739 円
住居手当	【内容】 自ら居住するための住居を借り受け、月額15,000円以上の家賃を払っている世帯主等に支給 当該年度未年納35歳未満の職員のみ支給し、管理職には支給されない 【支給額】 15,000 円	同じ	—	14,531 千円	193,749 円
初任給調整手当	【内容】 専門的な知識を必要とし、かつ採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される医師に支給 【支給額】 52,000～175,100 円 ※大卒卒業後40年間	同じ	—	420 千円	※
通勤手当	【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給 【支給額】 (1)交通機関等利用者 原則として、6ヵ月定期券額（1月当たり限度額55,000円） (2)交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額(①、②)×6月 ①一般：2,600～15,000 円 ②障害者：4,500～37,200 円 (3)交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計	同じ	—	397,283 千円	135,823 円

額(1月当たり限度額55,000円)				
【内容】 公費を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限(80km以上)を満たし、單身で生活することを常況とする職員に支給 【支給額】 (1)基礎額 30,000 円 (2)加算額 6,000～60,000 円 (職員・配偶者の住居の距離が100km以上、住居が島しょ等の場合に加算)	同じ	—	—	—
【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給 【支給額】 22,600～140,800 円	同じ	—	32,499 千円	1,120,647 円
【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 6,000 円 ※5時間未満は1/2の額	同じ	—	—	—
【内容】 (1)指定職務料率適用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により日又は休日に勤務した場合に支給 (2)管理職が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により通休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間で、かつ正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給 【支給単価】 (1)4,000～18,000 円（勤務時間が6時間超の場合は、6,000 円） (2)2,000～6,000 円	同じ	—	61 千円	※
【内容】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額×25/100	同じ	—	67,683 千円	46,281 円

(注) 交通局（交通事業、高速電車事業及び電気事業）では、複数の事業に関係する職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員1人当たりの平均支給年額を算出できない手当がある。

(2) 高速電事業  
 ㄱ 職員給与費の状況

(ㄱ) 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は 実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成30年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 元年度	137,258,144	30,077,168	35,876,880	26.1	26.5

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。  
 3 都道府県平均は、平成30年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

区分	給与と費			1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均1人当たり 給与費
	職員数 A	給料 千円	職員手当 期末・勤労手当 千円		
令和 元年度	3,610	13,193,198	8,714,062	6,413,514	28,320,774

ㄷ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (令和2年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給 円	平均月収額 円
東京都	45.4 歳	383,397 円	664,430 円
団体平均	44.9 歳	376,639 円	638,624 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤労手当を含む。  
 2 団体平均は、平成30年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における交通事業のうち鉄道事業の平均で、再任用短時間勤務職員を含む。

(ウ) 地下鉄運転士

区分	公務員			平均月収額 (A)
	平均年齢	職員数	基本給 円	
東京都	47.2 歳	661 人	384,511 円	674,998 円

区分	民間			参考 A/B
	対応する民間 の類似職種 電車運転士	平均年齢	平均月収額 (B)	
全国計		39.9 歳	533,500 円	1.27

参考

区分	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
東京都	8,099,971 円	6,402,400 円	1.27

(注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成28年から30年までの3か年平均)。  
 2 電車運転士については、賃金構造基本統計調査において都道府県別の数値を公表していない。  
 3 民間の類似職種との比較に当たり、年齢、業務内容及び雇用形態の点において完全に一致しているものではない。  
 4 平均月収額には、期末・勤労手当(民間は年間賞与)等を含む。  
 5 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値である。

ㄱ 職員の手当の状況

(ㄱ) 期末手当・勤労手当

	東 京 都	参 考 (東京都の知事部局等)
1人当たり平均支給額 (令和元年度) 千円	1,769	1,892
(令和元年度支給割合)		
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤労手当 2.05 月分 (1.00) 月分	勤労手当 2.05 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の等級による加算措置 ・職務段階別加算 3~20% ・管理職加算 15~25%	職制上の段階、職務の等級による加算措置 ・職務段階別加算 3~20% ・管理職加算 15~25%	職制上の段階、職務の等級による加算措置 ・職務段階別加算 3~20% ・管理職加算 15~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(ㄷ) 退職手当 (令和2年4月1日現在)

	東 京 都	参 考 (東京都の知事部局等)
(支給率)	自己都合 勤続20年 23.00月分	自己都合 勤続20年 23.00月分
勤続25年	30.50月分	30.50月分
勤続35年	43.00月分	43.00月分
最高限度額	43.00月分	43.00月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	1人当たり平均支給額 2,236千円	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) 1人当たり平均支給額 1,939千円

(注) 1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績 (令和元年度決算)	2,734,103 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)	759,895 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数 (支給率)
特別区	20.0 %	3,569 人
市川市	20.0 %	53 人
当該地域に公署なし		

(エ) 特殊勤務手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績 (令和元年度決算)	247,182 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)	86,427 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和元年度)	79.2 %	
手当の種類 (手当数)	2 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務
交番制勤務者等業務手当	乗務員、交替勤務	長時間拘束勤務、交番制勤務等の夜間勤務
特定現場作業手当	技術系職員等	危険・有害業務等
	支給実績 (令和元年度決算)	左記職員に対する支給単価
	239,577 千円	1 勤務 450 円～1,200 円につき
		待機 10 分につき 50 円
		日額 200 円～230 円
		1件につき 1,000 円

(オ) 超過勤務手当 (時間外勤務手当)

支給実績 (令和元年度決算)	3,991,055 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)	1,106 千円
支給実績 (平成30年度決算)	3,368,942 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)	926 千円

(注) 休日給を含む。

(カ) その他の手当 (令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との異同	一般行政職となる	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	【内容】 扶養親族を有する職員に支給 【支給額】 (1) 子 9,000 円 (子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は13,000 円) (2) 子以外の扶養親族 6,000 円 (課長級は3,000 円)	一般行政職との異同	—	404,637 千円	218,605 円

住居手当	【内容】 自ら居住するための住居を借り受け、月額15,000 円以上の家賃を払っている世帯主等に支給 当該年度末年齢35歳未満の職員のみ支給し、管理職には支給されない 【支給額】 15,000 円	同じ	—	34,176 千円	188,818 円
初任給調整手当	【内容】 専門的な知識を必要とし、かつ採用による次員補充が困難である等の事情が考慮される医師に支給 【支給額】 52,000～175,100 円 ※大学卒業後40年間	同じ	—	1,098 千円	※ 円
通勤手当	【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給 【支給額】 (1) 交通機関等利用者 原則として、6ヶ月定期券額 (1月当たり限度額55,000 円) (2) 交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額 (①、②) × 6 月 ① 一般：2,600～15,000 円 ② 障害者：4,500～37,200 円 (3) 交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額 (1月当たり限度額55,000 円)	同じ	—	612,829 千円	176,747 円
単身赴任手当	【内容】 公署を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限 (80 km 以上) を満たし、単身で生活することを常例とする職員に支給 【支給額】 (1) 基礎額 30,000 円 (2) 加算額 6,000～60,000 円 (職員・配偶者の住居の距離が100km 以上、住居が島しょ等の場合に加算)	同じ	—	—	—
管理職手当	【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給 【支給額】 22,600～140,800 円	同じ	—	78,850 千円	1,110,569 円
休日直宿手当	【内容】 休日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 6,000 円 ※5時間未満は1/2の額	同じ	—	—	—

管理職員 特別勤務 手当	【内添】 【(1)】指定職務料表適用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要その他の公務の遂行の必要により、休日又は休日に勤務した場合に支給 【(2)】管理職が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外に勤務した場合に支給 【支給単価】 【(1)】4,000～18,000円(勤務時間が6時間超の場合は、6,000～27,000円) 【(2)】2,000～6,000円	同じ	—	176千円	※
夜勤手当	【内添】 【(1)】正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務する場合に支給 【支給単価】 【(1)】勤務1時間当たりの給料等の額×25/100	同じ	—	554,845千円	199,441円

(注) 交通局(交通事業、高速電車事業及び電気事業)では、複数の事業に関係する職員がおり、支給実績が生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員1人当たりの平均支給年額を算出できない手当がある。

(3) 電気事業

ア 職員給与費の状況

(イ) 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は 実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A %	(参考) 平成30年度の総費用に 占める職員給与費比率 %
令和 元年度	924,524	773,010	171,885	18.6	21.9

区分	職員数 A 人	給与		職員手当 期末・勤勉手当 千円	計 B 千円	1人当たり 給与費 B/A 千円	(参考) 都道府県 平均1人当たり 給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円				
令和 元年度	21	81,778	34,742	40,198	156,718	7,463	6,872

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。  
3 都道府県平均は、平成30年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (令和2年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
東京都	45.0歳	397,307円	616,331円
団体平均	44.7歳	366,662円	583,120円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
2 団体平均は、平成30年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における電気事業の平均で、再任用短時間勤務職員を含む。

ウ 職員の手当の状況

(イ) 期末手当・勤勉手当

東京都		参考(東京都の知事部局等)	
1人当たり平均支給額(令和元年度)	千円	1人当たり平均支給額(令和元年度)	千円
(令和元年度支給割合)	1,914	(令和元年度支給割合)	1,892
期末手当	2.60月分	期末手当	2.05月分
(1.45)月分	(1.00)月分	(1.45)月分	(1.00)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階・職務の級等による加算措置	3～20%	職制上の段階・職務の級等による加算措置	3～20%
・職務段階別加算	15～25%	・職務段階別加算	15～25%
・管理職加算		・管理職加算	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(ウ) 退職手当（令和2年4月1日現在）

東 京 都		参考（東京都の知事部局等）	
（支給率）	自己都合 勲奨・定年	（支給率）	自己都合 勲奨・定年
勤続20年	23.00月分	勤続20年	23.00月分
勤続25年	30.50月分	勤続25年	30.50月分
勤続35年	43.00月分	勤続35年	43.00月分
最高限度額	43.00月分	最高限度額	43.00月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額	※	1人当たり平均支給額	1,939千円
※	※	1人当たり平均支給額	22,514千円

（注）1 1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

2 交通局（交通事業、高速電車事業及び電気事業）では、複数の事業に関係する職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員1人当たりの平均支給額を算出できない。

(ウ) 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		17,124千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		901,255	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	— 一般行政職の制度（支給率）
特別区、青梅市	20.0%	21人	20.0%

(エ) 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		11千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		10,500	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）		4.8%	%
手当の種類（手当数）		2種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和元年度決算）
交差制勤務者等	交差勤務職員	長時間拘束勤務、交差制勤務等の特別勤務	11千円
業務手当	技術系職員等	危険・有害業務等	—
特定現場作業手当	技術系職員等	危険・有害業務等	—

(ウ) 超過勤務手当（時間外勤務手当）

支給実績（令和元年度決算）		10,707千円	
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		510	千円
支給実績（平成30年度決算）		8,491	千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		425	千円

（注）休日給を含む。

(ウ) その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和元年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）
扶養手当	【内容】扶養親族を有する職員に支給 ① 子 9,000円 ② 子以外 13,000円 （親長は3,000円）	同じ	—	1,684千円	240,559円
住居手当	【内容】自ら居住するための住居を借り受け、月額15,000円以上の家賃を払っている世帯主等に支給 ※大学卒業後40年間	同じ	—	197千円	197,161円
初任給調整手当	【内容】専門的な知識を必要とし、かつ採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される医師に支給 【支給額】52,000円～175,100円	同じ	—	8千円	※
通勤手当	【内容】通勤のために交通機関等を利用し、運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給 【支給額】 ① 交通機関等利用者 原則として、6ヶ月定期券額（1月当たり）限度額55,000円 ② 交通用具使用者 交通用具の区分×使用距離に応じた定額（①、②）×6月 ③ 障害者：4,500～37,200円 ④ 交通機関・交通用具併用者 原則として、①と②の合計額（1月当たり）限度額55,000円	同じ	—	2,584千円	136,506円

【内容】 公署を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限(80km以上)を満たし、単身で生活することを常況とする職員に支給 【支給額】 (1)基礎額 30,000 円 (2)加算額 6,000~60,000 円 (職員・配偶者の住居の距離が100km以上、住居が最上層の場合に加算)	同じ	—	—	—
【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給 【支給額】 22,600~140,800 円	同じ	—	2,156 千円	2,156,472 円
【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 6,000 円 ※5時間未満は1/2の額	同じ	—	—	—
【内容】 (1)指定職給料率適用職員・管理職 大抵職等は、職階の收受その倍公文書の作成に要し、より、休日又は休日の勤務した場合は、支給額に管理職が毎週の対し、この倍の臨時又は緊急の必要により、休日又は休日外の日(午前0時から午前勤務時間以外の時間)に勤務した場合に支給 【支給単価】 (1)4,000~18,000 円(勤務時間が6時間) (2)2,000~6,000 円	同じ	—	1 千円	※
【内容】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合に支給 【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額 ×25/100	同じ	—	27 千円	27,200 円

(注) 交通局(交通事業、高速電車事業及び電気事業)では、複数の事業に係る職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員1人当たりの平均支給年額を算出できない手当がある。

(4) 水道事業

ア 職員給与と費の状況

(イ) 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は 実質収支 千円	職員給与と費 B 千円	総費用に占める 職員給与と費比率 B/A	(参考) 平成30年度の総費用に 占める職員給与と費比率 %
令和 元年度	308,623,883	29,876,845	32,141,875	10.4	10.7

区分	職員数 A 人	給与と費			1人当たり 給与と費 B/A	(参考) 都道府県 平均1人当たり 給与と費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤続手当 千円		
令和 元年度	3,746	13,088,099	6,773,676	6,336,560	26,198,335	6,994 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。

3 都道府県平均は、平成30年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (令和2年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給 円	平均月収額 円
東京都	42.8 歳	372,738 円	592,389 円
団体平均	43.6 歳	363,687 円	576,360 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤続手当等を含む。

2 団体平均は、平成30年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における水道事業の平均で、再任用短時間勤務職員を含む。

ウ 職員の手当の状況

(イ) 期末手当・勤続手当

東 京 都		参 考 (東京都の知事部局等)	
1人当たり平均支給額 (令和元年度)	1,764 千円	1人当たり平均支給額 (令和元年度)	1,892 千円
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤続手当 2.05 月分 (1.00) 月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤続手当 2.05 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階・職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3~20% ・管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階・職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3~20% ・管理職加算 15~25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（令和2年4月1日現在）

東京都		参考（東京都の知事部局等）	
（支給率） 勤続20年	自己都合 勤続・定年 23.00月分	（支給率） 勤続20年	自己都合 勤続・定年 23.00月分
勤続25年	30.50月分	勤続25年	30.50月分
勤続35年	43.00月分	勤続35年	43.00月分
最高限度額	43.00月分	最高限度額	43.00月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額 1,528千円		1人当たり平均支給額 1,939千円	
20,149千円		22,514千円	

（注）1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ロ) 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
支給実績 1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）			750,159 円
			2,751,582 千円
特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	20.0 %	3,446 人	20.0 %
朝霞市、三郷市、川崎市	20.0 %	222 人	当該地域に公署なし

(ウ) 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（令和元年度決算）
支給実績 1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）			38,291 円
			21.3 %
手当の種類（手当数）			5 種類
手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	支給実績（令和元年度決算） 左記職員に対する支給単価
水廻りかん養手当	水源管理事務所職員	しゅんげん山地等における実作業等	364 千円 日額 370 円
泥土処理等作業手当	浄水場等職員	手作業による泥土処理作業等	1,078 千円 1 時間 73 円
危険作業手当	支所、建設事務所、浄水場等職員	高所作業、水中作業、有害物取扱作業等	7,456 千円 1 時間 40～500 円
変則勤務手当	交替勤務等職員	深夜交替制勤務等の変則勤務	16,132 千円 1 勤務 400～1,000 円
徴収整理手当	営業所等職員	徴収整理業務	5,143 千円 1 枚 10～75 円

(エ) 超過勤務手当（時間外勤務手当）

支給実績（令和元年度決算）	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（令和元年度決算）
支給実績 1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）			2,850,907 千円
			771 千円
支給実績（平成30年度決算）			2,746,861 千円
職員 1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）			726 千円

（注）休日給を含む。

(オ) その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	数 行政職との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和元年度決算）	支給対象職員 1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）
手当名	【内容】 扶養親族を有する職員に支給 【支給額】 (1) 子 9,000 円（子が満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの場合は 13,000 円） (2) 子以外の扶養親族 6,000 円（課長級は 3,000 円）	数 行政職との異同	一般行政職の制度と異なる内容	274,452 千円	202,249 円
住居手当	【内容】 自ら居住するための住居を借り取り、月額 15,000 円以上の家賃を払っている世帯主等に支給 当該年度末年齢 35 歳未満の職員にのみ支給し、管理職には支給されない 【支給額】 15,000 円	同じ	—	78,364 千円	175,312 円